

安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安中市にゆかりのある歴史文化資源を活用した地域振興に資する取組等の拡充を図るために、市内に団体の活動拠点を有する団体が実施する事業に係る経費の一部に対し、予算の範囲内において交付する安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、歴史文化資源とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第4条第1項又は安中市文化財保護条例（平成18年安中市条例第103号。第9条第2項において「条例」という。）第3条に基づく指定を受けた市内の文化財並びに市長が安中市の歴史文化資源であると認めたものをいう。

2 この告示において、歴史文化資源の活用とは、歴史文化資源を利用して安中市の歴史・文化に触れ親しむ機会を創出し、市民の郷土意識や地域への誇りを醸成すること等の地域振興に資する活動及び安中市の歴史・文化の魅力在市外に対して発信する活動を行うことをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 団体の構成員の数が5人以上であること。
- (2) 団体の構成員のうち、過半数が市内に住居し、又は在勤していること。
- (3) 市内に団体の活動拠点を有し、主たる活動が市内の歴史文化資源の活用であること。
- (4) 次条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を完遂できる見込みがあること。
- (5) 会計経理が明確であること。
- (6) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度内に、この告示による補助金及び本市の他の補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。

- (7) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的としないこと。
- (8) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (9) 団体の構成員に安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等がないこと。
- (10) 団体の代表者が成年であること。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、別表第1に定める事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自主性及び自立性に基づく公益的活動であること。
- (2) 継続性及び発展性があること。
- (3) 誰もが参加することができること。
- (4) 特定の個人若しくは団体の利益、寄付又は親睦を目的としていないこと。
- (5) 補助金の交付の申請を行う日が属する年度内に事業が完了すること。
- (6) 補助金の交付の決定前に事業を実施していないこと。
- (7) 事業の内容が公序良俗に反していないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（本条及び第7条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち別表第2に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象団体の構成員以外が支出した経費
- (2) 補助対象団体の構成員に対する謝金
- (3) 講師等以外の者及び補助対象団体の構成員に対する旅費及び宿泊費
- (4) 燃料代（レンタカー代に係るものを除く。）
- (5) 補助対象団体の構成員に支出した経費で、必要性・合理性のないもの
- (6) 事業終了後も補助対象団体の財産として残るもの（衣装、楽器、美術作品等）の購入費
- (7) 賞金、商品等に係る経費

(8) レセプション費用及び飲食関係費用

(9) その他補助対象経費として適当でないと市長が判断したもの

(補助金の交付回数の制限)

第6条 同一の事業に対する補助金の交付は、同一年度内においては1回、累計においては5回を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象事業に係る補助対象経費の全額に相当する額又は10万円のいずれか低い額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の募集)

第8条 市長は、期間を定めて補助対象事業を募集するものとする。この場合において、当該募集に応募しようとする団体（以下「応募団体」という。）は、安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金事業計画書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(審査会)

第9条 市長は、前条の規定により応募された事業について、歴史文化資源の活用に該当する事業内容かどうかを審査するため、安中市文化財調査委員会議内に審査会を置く。

2 審査会を構成する委員は、条例第16条に規定する文化財調査委員をもって充てる。

3 応募団体は、審査会の求めに応じて事業の概要、事業の実施に伴う効果その他必要な事項を説明しなければならない。

4 審査会は、歴史文化資源の活用に該当する事業については、第1項に規定する審査を行った結果を市長に送付しなければならない。

(補助対象事業の決定及び通知)

第10条 市長は、前条第4項の規定による送付を受けたときは、当該審査を受けた事業が補助対象事業として適格かどうかを決定し、応募団体にその決定した結果を安中市歴史・文化の魅力発信事業補助対象審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条の規定により補助対象事業として適格である旨の通知を受けた応募団体は、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出することにより、補助金の交付申請をするものとする。

- (1) 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付申請書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付決定通知書（様式4号）により当該申請を行った団体に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、理由を付して、安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金不交付決定通知書（様式5号）により前条の申請をした団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定するに当たり、必要と認めるときは、当該補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）に対し条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第13条 補助金交付団体は、補助対象事業の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の内容等の変更が軽微な変更である場合であって、補助対象事業の目的に変更がない場合は、任意の書面又は口頭により市長に申請を行うものとする。

（補助金の交付の取り消し）

第14条 市長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金事業計画書の内容と実際の活動の内容が著しく異なるとき。
- (2) この告示の規定又は第14条第3項の規定により付した条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（報告等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付団体に対して報告を求め、当該報告の内容について関係者から説明を受けることができる。

（実績報告）

第17条 補助金交付団体は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から30日を経過した日までに、安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金実績報告書（様式8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類

(2) 補助対象事業の効果を検証することができる資料

（補助金額の確定）

第18条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等の内容を審査し、当該内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付団体に対し安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求の手続）

第19条 補助金交付団体は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに安中市歴史・文化の魅力発信事業補助金請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第20条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存)

第21条 補助金交付団体は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、前条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業
歴史文化資源を学ぶ講演会、講座、シンポジウム等
歴史文化資源を周遊する参加型事業等
歴史文化資源を活かした演劇、講演会等
歴史文化資源を普及啓発する催し等

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	
報償費及び旅費	講師等謝金、出演料、交通費、宿泊費等
印刷費及び広報関係費	ポスター、チラシ及びパンフレット作成費、広告料、宣伝料、印刷・製本費、ホームページ関連費用等
会場費及び設営費	会場使用料、設備使用料、会場設営及び撤去費、音響費、照明費、運搬費、警備費、展示品借上料等
その他	保険料、消耗品費、材料費、送料、手数料等